

政令第二百三十五号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第一条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

「第二款 職員の派遣

地方自治法施行令目次中

第三節 雑則

」

を「第二款 職員の派遣」に、

「第四章 財産区
第五章 地方開

発事業団」を「第四章 財産区」に改める。

第五条第二項中「以て」を「もつて」に改め、同条第三項中「附けて」を「付けて」に改め、同条第四項中「第二項の規定による決算は、その認定に関する議会の議決とともに、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に報告し、且つ、その」を「前項の普通地方公共団体の長は、同項の規

定により議会の認定に付した決算の」に改める。

第九十一条第一項中「以下条例制定又は改廃請求代表者」を「以下「条例制定又は改廃請求代表者」に、「以て」を「もつて」に改め、同条第二項中「前項の請求」を「前項の規定による申請」に、「前項の証明書」を「同項の証明書」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条に次の三項を加える。

第一項の証明書の交付を受けた条例制定又は改廃請求代表者が二人以上ある場合において、その一部の条例制定又は改廃請求代表者が地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当するに至ったときは、他の条例制定又は改廃請求代表者は、当該証明書を添えて、当該証明書を交付した普通地方公共団体の長に届け出て、当該証明書に条例制定又は改廃請求代表者の変更に係る記載を受けなければならない。

市町村の選挙管理委員会は、第一項の証明書の交付を受けた条例制定又は改廃請求代表者が地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当することを知ったときは、直ちにその旨を当該証明書を交付した普通地方公共団体の長に通知しなければならない。

第一項の証明書を交付した普通地方公共団体の長は、第三項の届出又は前項の通知を受けた場合その

他当該条例制定又は改廃請求代表者が地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当することを知つたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

第九十二条第一項中「の規定により」を「に規定する」に、「以下選挙権を有する者」を「以下「選挙権を有する者」」に改め、同条第二項中「おす」を「押す」に、「写」を「写し」に、「附した」を「付した」に改め、同条第三項中「おす」を「押す」に改め、同条第四項中「第七十四条第六項」を「第七十四条第七項」に改め、同条第五項中「第七十四條第六項」を「第七十四條第七項」に改め、同項第五号中「第九十条第五項」を「第九十条第三項」に改め、同項第七号中「第九十一条第五項」を「第九十一条第三項」に、「第八条第二項」を「第八条第一項」に改める。

第九十九条及び第一百条を次のように改める。

第九十九条 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三及び前条の規定は、地方自治法第七十五条第一項の規定による普通地方公共団体の事務の監査の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十一条第一項及び第二項	当該普通地方公共団体の長	監査委員
第九十一条第三項から第五項まで	地方自治法第七十四条第六項各号 普通地方公共団体の長	地方自治法第七十五条第五項において準用する同法第七十四条第六項各号 監査委員
第九十二条第一項	地方自治法第七十四条第五項	地方自治法第七十五条第五項において準用する同法第七十四条第五項
第九十二条第三項	当該普通地方公共団体の長	監査委員
第九十二条第四項及び第五項	地方自治法第七十四条第七項	地方自治法第七十五条第五項において準用する同法第七十四条第七項
第九十四条第一項	地方自治法第七十四条第五項	地方自治法第七十五条第五項において準用する同法第七十四条第五項

第九十五条の二	地方自治法第七十四条の二第二項	地方自治法第七十五条第五項において準用する同法第七十四条の二第一項
第九十五条の三	地方自治法第七十四条の二第五項	地方自治法第七十五条第五項において準用する同法第七十四条の二第五項
第九十五条の四	地方自治法第七十四条の二第六項	地方自治法第七十五条第五項において準用する同法第七十四条の二第六項
第九十六条第一項	地方自治法第七十四条第一項 同法第七十四条の二第六項	地方自治法第七十五条第一項 同条第五項において準用する同法第七十四条の二第六項
	同法第七十四条第五項	同法第七十五条第五項において準用

	第九十六条第二項	する同法第七十四条第五項
第九十七條第一項	地方自治法第七十四条第五項	地方自治法第七十五条第五項において準用する同法第七十四条の二第十項
第九十八條第一項	普通地方公共団体の長	監査委員
第九十八條第二項	普通地方公共団体の長	監査委員
	第七十四条第三項の規定による議会の審議	第七十五条第三項の規定による事務の監査
第九十八條の三第一項	地方自治法第七十四条の二及び第七十四条の三	地方自治法第七十五条第五項において準用する同法第七十四条の二及び

	同法第七十四条の二第十項	第七十四条の三
	同法第七十五条第五項において準用する同法第七十四条の二第十項	

第百条 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第七十六条第一項の規定による普通地方公共団体の議会の解散の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十一条第一項及び第二項	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会
第九十一条第三項	地方自治法第七十四条第六項各号	地方自治法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条第六項各号
	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会

第九十一条第四項	地方自治法第七十四条第六項各号	地方自治法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条第六項各号
第九十一条第五項	<p>知つたとき</p> <p>普通地方公共団体の長</p>	<p>知つたとき（当該請求が都道府県又は指定都市に関する場合に限る。）</p> <p>普通地方公共団体の選挙管理委員会</p>
第九十二条第一項	地方自治法第七十四条第五項	地方自治法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条第五項
第九十二条第三項	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会

	第九十二条第四項及び第五項	第九十四条第一項		第九十五条の二
	地方自治法第七十四条第七項	地方自治法第七十四条第五項	五十分の一	地方自治法第七十四条の二第一項
<p>(当該請求が都道府県又は指定都市に関する場合に限る。)</p>	地方自治法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条第七項	地方自治法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条第五項	<p>三分の一(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)</p>	地方自治法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条の二第一

				第九十五条の三	
				第九十五条の四	
			地方自治法第七十四条の二第五項	地方自治法第七十四条の二第六項	地方自治法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条の二第五項
		地方自治法第七十四条第一項	同法第七十四条の二第六項	同法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条の二第六項	地方自治法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条の二第六項
	同法第七十四条第五項				
五十分の一					三分の一（その総数が四十万を超え

	第九十六条第二項	第九十七条第一項
	地方自治法第七十四条の二第十項	地方自治法第七十四条第五項
<p>る場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)</p>	<p>地方自治法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条の二第十項</p>	<p>五十分の一</p> <p>地方自治法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条第五項</p> <p>三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算し</p>

	普通地方公共団体の長	て得た数)
第九十八条第一項	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会
第九十八条の三第一項	地方自治法第七十四条の二及び第七十四条の三	普通地方公共団体の選挙管理委員会 地方自治法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条の二及び第七十四条の三
	同法第七十四条の二第十項	同法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条の二第十項
第三十七条第二項	有する者	有する者（当該解散の請求を受けている普通地方公共団体の議会の議員又はその解散請求代表者を除く。）

第九十六条の表以外の部分中「第七十条の二」を「第七十条の二第一項」に改める。
 第九十八条第一項の表第三十八条第三項の項の前に次のように加える。

第百八条第一項の表第五十二条の項の次に次のように加える。

第六十一条第二項	有する者	有する者（当該解散の請求を受けている普通地方公共団体の議会の議員又はその解散請求代表者を除く。）
----------	------	--

第百八条第一項の表第七十一条の項の次に次のように加える。

第七十五条第三項	有する者	有する者（当該解散の請求を受けている普通地方公共団体の議会の議員又はその解散請求代表者を除く。）
----------	------	--

第百八条第一項の表第八十六条の八第一項の項から第八十九条第一項の項までを削る。

第百九条中「から第八十六条の七まで、第八十六条の八第一項（第十一条の二に関する部分に限る。）及び第二項、第八十七条、第八十七条の二、第八十九条第一項ただし書（同項第二号に関する部分を除く。）」、第二項及び第三項、第九十条」を削る。

第百十条を次のように改める。

第百十条 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第八十条第一項の規定による普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十一条第一項及び第二項	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会
第九十一条第三項	地方自治法第七十四条第六項各号 普通地方公共団体の長	地方自治法第八十条第四項において準用する同法第七十四条第六項各号 普通地方公共団体の選挙管理委員会
第九十一条第四項	地方自治法第七十四条第六項各号 知つたとき	地方自治法第八十条第四項において準用する同法第七十四条第六項各号 知つたとき（当該請求が都道府県又は指定都市に関する場合に限る。）

				第九十一条第五項	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会
				第九十二条第一項	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会
				第九十二条第一項	地方自治法第七十四条第五項	地方自治法第八十条第四項において 準用する同法第七十四条第五項
				第九十二条第三項	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会 (当該請求が都道府県又は指定都市 に関する場合に限る。)
				第九十二条第四項及 び第五項	地方自治法第七十四条第七項	地方自治法第八十条第四項において 準用する同法第七十四条第七項
				第九十四条第一項	地方自治法第七十四条第五項	地方自治法第八十条第四項において 準用する同法第七十四条第五項

					五十分の一
					三分の一（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
第九十五条の二	第九十五条の二第二項	地方自治法第七十四条の二第一項	地方自治法第八十条第四項において準用する同法第七十四条の二第一項	地方自治法第八十条第四項において準用する同法第七十四条の二第一項	
第九十五条の三	第九十五条の三	地方自治法第七十四条の二第五項	地方自治法第八十条第四項において準用する同法第七十四条の二第五項	地方自治法第八十条第四項において準用する同法第七十四条の二第五項	
第九十五条の四	第九十五条の四	地方自治法第七十四条の二第六項	地方自治法第八十条第四項において準用する同法第七十四条の二第六項	地方自治法第八十条第四項において準用する同法第七十四条の二第六項	
第九十六条第一項	第九十六条第一項	地方自治法第七十四条第一項	地方自治法第八十条第一項	地方自治法第八十条第一項	
		同法第七十四条の二第六項	同法第七十四条の二第六項	同法第七十四条の二第六項	
					同条第四項において準用する同法第

	第九十七条第二項	第九十六条第二項	
五十分の一	地方自治法第七十四条第五項	地方自治法第七十四条の二第十項	同法第七十四条第五項
三分の一（その総数が四十万を超え	準用する同法第七十四条第五項	地方自治法第八十条第四項において準用する同法第七十四条の二第十項	七十四条の二第六項 同法第八十条第四項において準用する同法第七十四条第五項
			三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

	普通地方公共団体の長	<p>普通地方公共団体の選挙管理委員会</p> <p>普通地方公共団体の選挙管理委員会</p> <p>る場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)</p>
第九十八条第一項	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会
第九十八条の三第一項	<p>地方自治法第七十四条の二及び第七十四条の三</p>	<p>地方自治法第八十条第四項において準用する同法第七十四条の二及び第七十四条の三</p>
	同法第七十四条の二第十項	同法第八十条第四項において準用する同法第七十四条の二第十項

第百十四条の表以外の部分中「第七十条の二」を「第七十条の二第一項」に改める。

第百十五条第一項の表第四十六条第一項の項の前に次のように加える。

第三十七条第二項	有する者	有する者（当該解職の請求を受けている普通地方公共団体の議会の議員又はその解職請求代表者を除く。）
----------	------	--

第百十五条第一項の表第五十二条の項の次に次のように加える。

第六十一条第二項	有する者	有する者（当該解職の請求を受けている普通地方公共団体の議会の議員又はその解職請求代表者を除く。）
----------	------	--

第百十五条第一項の表第七十一条の項の次に次のように加える。

第七十五条第三項	有する者	有する者（当該解職の請求を受けている普通地方公共団体の議会の議員又はその解職請求代表者を除く。）
----------	------	--

第百十五条第一項の表第八十六条の八第一項の項から第八十九条第一項の項までを削る。

第百十六条を次のように改める。

第百十六条 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第八十一条第一項の規定による普通地方公共団体の長の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十一条第一項及び第二項	普通地方公共団体の長		普通地方公共団体の選挙管理委員会
第九十一条第三項	地方自治法第七十四条第六項各号	地方自治法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条第六項各号	普通地方公共団体の選挙管理委員会
第九十一条第四項	地方自治法第七十四条第六項各号	地方自治法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条第六項各号	普通地方公共団体の選挙管理委員会

第九十二条第四項及	第九十二条第三項	第九十二条第一項	第九十一条第五項		
地方自治法第七十四条第七項	普通地方公共団体の長	地方自治法第七十四条第五項	地方自治法第七十四条第六項各号	普通地方公共団体の長 普通地方公共団体の長	知つたとき
地方自治法第八十一条第二項において	普通地方公共団体の選挙管理委員会 (当該請求が都道府県又は指定都市 に関する場合に限る。)	地方自治法第八十一条第二項において 準用する同法第七十四条第五項	地方自治法第八十一条第二項において 準用する同法第七十四条第六項各 号	普通地方公共団体の選挙管理委員会 普通地方公共団体の選挙管理委員会	知つたとき(当該請求が都道府県又は 指定都市に関する場合に限る。)

<p>び第五項</p>	<p>第九十四条第一項</p>		<p>第九十五条の二</p>	<p>第九十五条の三</p>
	<p>地方自治法第七十四条第五項</p>	<p>五十分の一</p>	<p>地方自治法第七十四条の二第一項</p>	<p>地方自治法第七十四条の二第五項</p>
<p>て準用する同法第七十四条第七項</p>	<p>地方自治法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条第五項</p>	<p>三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）</p>	<p>地方自治法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条の二第一項</p>	<p>地方自治法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条の二第五項</p>

	第九十五条の四	地方自治法第七十四条の二第六項	項 地方自治法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条の二第六項
第九十六条第一項	地方自治法第七十四条第一項 同法第七十四条の二第六項	地方自治法第八十一条第一項 同条第二項において準用する同法第七十四条の二第六項	地方自治法第七十四条第五項 七十四条の二第六項
五十分の一	同法第七十四条第五項	同法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条第五項 三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算し	

第九十八条第一項			第九十七条第一項		
普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の長	五十分の一	地方自治法第七十四条第五項	地方自治法第七十四条の二第十項	
普通地方公共団体の選挙管理委員会	普通地方公共団体の選挙管理委員会	三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）	地方自治法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条第五項	地方自治法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条の二第十項	て得た数）

第九十八条の三第二項	地方自治法第七十四条の二及び第七十四条の三	地方自治法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条の二及び第七十四条の三
同法第七十四条の二第十項	同法第七十四条の二第十項	同法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条の二第十項
<p>第百十七條の表以外の部分中「第七十條の二」を「第七十條の二第一項」に改める。</p> <p>第百十八條の表第四十六條第一項の項の前に次のように加える。</p>		
第三十七條第二項	有する者	<p>有する者（当該解職の請求を受けている普通地方公共団体の長又はその解職請求代表者を除く。）</p>
<p>第百十八條の表第五十二條の項の次に次のように加える。</p>		
第六十一條第二項	有する者	<p>有する者（当該解職の請求を受けている普通地方公共団体の長又はその</p>

第百十八条の表第七十一条の項の次に次のように加える。

解職請求代表者を除く。）

第七十五条第三項

有する者

有する者（当該解職の請求を受けている普通地方公共団体の長又はその解職請求代表者を除く。）

第百十八条の表第八十六条の八第一項の項から第八十九条第一項の項までを削る。

第百二十一条を次のように改める。

第百二十一条 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第八十六条第一項の規定による副知事若しくは副市町村長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十一条第三項から第五項まで	地方自治法第七十四条第六項各号	地方自治法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条第六項各
-----------------	-----------------	----------------------------------

	第九十二条第一項	号
第九十二条第一項	地方自治法第七十四条第五項	地方自治法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条第五項
第九十二条第四項及び第五項	地方自治法第七十四条第七項	地方自治法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条第七項
第九十四条第一項	地方自治法第七十四条第五項	地方自治法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条第五項
	五十分の一	三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
第九十五条の二	地方自治法第七十四条の二第一項	地方自治法第八十六条第四項において

			第九十五条の三		
			第九十五条の四		
			第九十六条第一項		
		地方自治法第七十四条第一項	地方自治法第七十四条の二第五項		
		同法第七十四条の二第六項	地方自治法第七十四条の二第六項		
	同法第七十四条第五項				
		地方自治法第八十六条第一項	地方自治法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条の二第六項		
		同条第四項において準用する同法第七十四条の二第六項	地方自治法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条の二第五項		
		同法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条第五項	地方自治法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条の二第一項		

	第九十六条第二項	第九十七条第一項
五十分の一	地方自治法第七十四条の二第十項	地方自治法第七十四条第五項
<p>三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）</p>	<p>地方自治法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条の二第十項</p>	<p>地方自治法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条第五項</p> <p>三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に</p>

		三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)
第九十八条第二項	地方自治法第七十四条第三項	地方自治法第八十六条第三項
第九十八条の三第一項	地方自治法第七十四条の二及び第七十四条の三	地方自治法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条の二及び第七十四条の三
	同法第七十四条の二第十項	同法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条の二第十項

第四百四十三条第一項第三号中「社会保険料」の下に「(労働保険料を除く。)」を加える。

第七百七十四条の二十四の見出し中「職員等」を「議会事務局等」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

地方自治法第二百五十二条の八、第二百五十二条の九第三項及び第五項、第二百五十二条の十一第二項及び第四項並びに第二百五十二条の十二の規定は、議会事務局、行政機関、内部組織又は委員会事務

局の共同設置について準用する。この場合において、同法第二百五十二条の八第四号中「機関を組織する委員その他の構成員」とあるのは「議会事務局、行政機関、内部組織又は委員会事務局の職員」と、同法第二百五十二条の九第三項及び第五項中「委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員」とあるのは「議会事務局、行政機関、内部組織又は委員会事務局の職員」と、「長」とあるのは「議会の議長、長」と読み替えるものとする。

2 地方自治法第二百五十二条の八、第二百五十二条の九第三項及び第五項、第二百五十二条の十一第二項及び第四項並びに第二百五十二条の十二の規定は普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は専門委員の共同設置について、同法第二百五十二条の九第二項及び第四項並びに第二百五十二条の十の規定は普通地方公共団体の長、委員会又は委員の事務を補助する職員で当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すべきもの（次項において「議会同意選任職員」という。）の共同設置について準用する。この場合において、同法第二百五十二条の九第三項及び第五項中「長」とあるのは、「議会の議長、長」と読み替えるものとする。

第七十四條の二十四第三項中「第一項に規定する職員」を「議会同意選任職員」に改め、「これを

」を削る。

第二編第七章第三節及び第百九十条第三項を削る。

第二百十二条第一項中「第八十五条」を「第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段」に改め、同条第二項中「第八十五条」を「第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段」に、「第七十五条から第八十四条まで及び第八十六条から第八十八条まで」を「第七十五条第一項から第四項まで及び第五項前段、第七十六条から第七十九条まで、第八十条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十一条から第八十四条まで、第八十六条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十七条並びに第八十八条」に改める。

第二百十二条の二の表第九十二条第一項の項中「の規定により」を「に規定する」に、「以下選挙権を有する者」を「以下「選挙権を有する者」」に改め、「第二百九十一条の六第一項」の下に「において読み替えて準用する同法第七十四条第一項」を加え、同項の前に次のように加える。

第九十一条第三項から第五項まで	地方自治法第七十四条第六項各号	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条
-----------------	-----------------	----------------------------------

第六項各号

第二百十二条の二の表第九十二条第四項の項及び第九十二条第五項の項中「第七十四条第六項」を「第七十四条第七項」に改め、「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十四条第七項」を加え、同表第九十四条第一項の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十四条第五項」を加え、同表第九十五条の二の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十四条の二第一項」を加え、同表第九十五条の三の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十四条の二第五項」を加え、同表第九十五条の四の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十四条の二第六項」を加え、同表第九十六条第一項の項を次のように改める。

第九十六条第一項	地方自治法第七十四条第一項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第一項
	同法第七十四条の二第六項	同法第二百九十一条の六第一項にお

		いて準用する同法第七十四条の二第 六項
、都道府県に関する請求にあつては 十日以内、市町村に関する請求にあ つては五日以内	十日以内	
同法第七十四条第五項	同法第二百九十一条の六第一項にお いて準用する同法第七十四条第五項	
選挙権を有する者		請求権を有する者

第二百二十二条の二の表第九十六条第二項の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十四条の二第十項」を加え、同表第九十七条第一項の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十四条第五項」を加え、同表第九十八条第二項の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十四条第三項」を加え、同表第九十八条の二第一項及び第二項の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十四条第四項」を加える。

第二百十二条の三第一項中「第八十五条」を「第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段」に、「同法第七十四条第五項」を「同法第七十五条第五項前段において準用する同法第七十四条第五項」に、「同法第七十四条の二第七項」を「同法第七十五条第五項前段において準用する同法第七十四条の二第七項」に改め、同条第二項中「第八十五条」を「第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段」に、「同法第七十四条第一項から第四項まで、第七十四条の二第八項、第七十五条第五項」を「同法第七十四条から第七十四条の四まで、第七十五条第五項前段（同法第七十四条の二第八項の準用に係る部分に限る。）」に、「第八十四条まで及び第八十六条から第八十八条まで」を「第七十九条まで、第八十条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十一条から第八十四条まで、第八十六条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十七条並びに第十八条」に改める。

第二百十二条の四の表第九十一条の項中「第九十一条」を「第九十一条第一項及び第二項」に改め、同項の次に次のように加える。

第九十一条第三項か

地方自治法第七十四条第六項各号

地方自治法第二百九十一条の六第一

ら第五項まで

	普通地方公共団体の長	項において準用する同法第七十五条第五項前段において準用する同法第七十四条第六項各号 広域連合の監査を行う機関
--	------------	---

第二百十二条の四の表第九十二条第一項の項中「の規定により」を「に規定する」に、「以下選挙権を有する者」を「以下「選挙権を有する者」」に改め、「第二百九十一条の六第一項」の下に「において読み替えて準用する同法第七十五条第一項」を加え、同表第九十二条第四項の項及び第九十二条第五項の項中「第七十四条第六項」を「第七十四条第七項」に改め、「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十五条第五項前段において準用する同法第七十四条第七項」を加え、同表第九十四条第一項の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十五条第五項前段において準用する同法第七十四条第五項」を加え、同表第九十五条の二の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十五条第五項前段において準用する同法第七十四条の二第一項」を加え、同表第九十五条の三の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十五条第

五項前段において準用する同法第七十四条の二第五項」を加え、同表第九十五条の四の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十五条第五項前段において準用する同法第七十四条の二第六項」を加え、同表第九十六条第一項の項を次のように改める。

第九十六条第一項	地方自治法第七十四条第一項		地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第一項
同法第七十四条の二第六項	、都道府県に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内	同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第五項前段において準用する同法第七十四条の二第六項	十日以内

同法第七十四条第五項	
選挙権を有する者	請求権を有する者
	<p>同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第五項前段において準用する同法第七十四条第五項</p>

第二百十二条の四の表第九十六条第二項の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十五条第五項前段において準用する同法第七十四条の二第十項」を加え、同表第九十七条第一項の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十五条第五項前段において準用する同法第七十四条第五項」を加え、同表第九十八条第二項の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十五条第三項」を加える。

第二百十三条第一項中「第八十五条」を「第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段」に、「同法第七十四条第五項」を「同法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条第五項」に、「同法第七十四条の二第七項」を「同条第四項において準用する同法第七十四

条の二第七項」に改め、同条第二項中「第八十五条」を「第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段」に、「同法第七十四条第一項から第四項まで、第七十四条の二第八項、第七十五条、第七十六条第四項、第八十条から第八十四条まで及び第八十六条から第八十八条まで」を「同法第七十四条から第七十四条の四まで、第七十五条第一項から第四項まで及び第五項前段、第七十六条第四項（同法第七十四条の二第八項の準用に係る部分に限る。）、第八十条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十一条から第八十四条まで、第八十六条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十七条並びに第八十八条」に改める。

第二百十三條の二の表第九十一條の項中「第九十一條」を「第九十一條第一項及び第二項」に改め、同項の次に次のように加える。

第九十一條第三項から第五項まで	地方自治法第七十四條第六項各号	地方自治法第二百九十一條の六第一項において準用する同法第七十六條第四項において準用する同法第七十四條第六項各号
-----------------	-----------------	---

第二百十三条の二の表第九十二条第一項の項中「の規定により」を「に規定する」に、「以下選挙権を有する者」を「以下「選挙権を有する者」」に改め、「第二百九十一条の六第一項」の下に「において読み替えて準用する同法第七十六条第一項」を加え、同表第九十二条第四項の項及び第九十二条第五項の項中「第七十四条第六項」を「第七十四条第七項」に改め、「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条第七項」を加え、同表第九十四条第一項の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条第五項」を加え、同表第九十五条の二の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条の二第五項」を加え、同表第九十五条の四の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条の二第六項」を加え、同表第九十六条第一項の項を次のように改める。

第九十六条第一項			
地方自治法第七十四条第一項	同法第七十四条の二第六項	、都道府県に関する請求にあつては 十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内	同法第七十四条第五項
地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十六条第一項	同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条の二第六項	十日以内	同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条第

		<p>五項</p> <p>請求権を有する者</p>
	<p>選挙権を有する者</p> <p>五十分の一</p>	<p>三分の一（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）</p>

第二百十三条の二の表第九十六条第二項の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十六条第四項において準用する同法第七十六条第四項において準用する同法第七十四條第五項」を加える。

第二百十三条の五第一項の表以外の部分中「第七十条の二」を「第七十条の二第一項」に改める。

第二百十三条の六第一項の表第三十八条第三項の項の前に次のように加える。

第三十七条第二項	有する者	有する者（当該解散の請求を受けている広域連合の議会の議員又はその解散請求代表者を除く。）
----------	------	--

第六十一条第二項	有する者	有する者（当該解散の請求を受けている広域連合の議会の議員又はその解散請求代表者を除く。）
----------	------	--

第七十五条第三項	有する者	有する者（当該解散の請求を受けている広域連合の議会の議員又はその解散請求代表者を除く。）
----------	------	--

第二百十三条の六第一項の表第七十一条の項の次に次のように加える。

第二百十三条の六第一項の表第八十六条の八第一項の項から第八十九条第一項の項までを削り、同表第百九十九条の二第一項の項中「解散請求代表者」を「解散請求代表者等」に改める。

第二百十三条の七中「から第八十六条の七まで、第八十六条の八第一項（第十一条の二に関する部分に限る。）及び第二項、第八十七条、第八十七条の二、第八十九条第一項ただし書（同項第二号に関する部分を除く。）、第二項及び第三項、第九十条」を削り、「第四十四条第二項」を「第四十四条第三項」に改める。

第二百十四条第一項中「第八十五条」を「第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段」に改め、同項の表第七十四条第五項の項中「第七十四条第五項」を「第八十条第四項前段において準用する第七十四条第五項」に改め、同表第七十四条の二第七項及び第十項の項中「第七十四条の二第七項」を「第八十条第四項前段において準用する第七十四条の二第七項」に改め、同条第二項中「第八十五条」を「第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段」に、「同法第七十四条第一項から第四項まで、第七十四条の二第八項、第七十五条から第七十九条まで、第八十条第四項、第八十一条、第八十二条第二項及び第八十六条から第八十八条まで」を「同法第七十四条から第七十四条の四まで、第七十五条第一項から第四項まで及び第五項前段、第七十六条から第七十九条まで、第八十条第四項前段（同法第七十四条の二第八項の準用に係る部分に限る。）、第八

十一条、第八十二条第二項、第八十六条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十七条並びに第八十八条」に改める。

第二百十四条の二後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十一条第一項及び第二項	普通地方公共団体の長	広域連合の選挙管理委員会
第九十一条第三項から第五項まで	地方自治法第七十四条第六項各号	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第四項前段において準用する同法第七十四条第六項各号
第九十二条第一項	普通地方公共団体の長 地方自治法第七十四条第五項に規定	広域連合の選挙管理委員会 地方自治法第二百九十一条の六第一

	<p>する選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）</p>	<p>項において読み替えて準用する同法第八十条第一項の規定による請求権を有する者（以下「請求権を有する者」という。）</p>
第九十二条第二項	選挙権を有する者	請求権を有する者
第九十二条第三項	普通地方公共団体の長	広域連合の選挙管理委員会
第九十二条第四項	<p>都道府県にあつては二箇月以内、市町村にあつては一箇月以内</p> <p>地方自治法第七十四条第七項</p>	<p>二箇月以内</p> <p>地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第四項前段において準用する同法第七十四条第七項</p>
	<p>都道府県にあつては六十二日以内、</p>	<p>六十二日以内</p>

	市町村にあつては三十一日以内	
第九十二条第五項	地方自治法第七十四条第七項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第四項前段において準用する同法第七十四条第七項
第九十三条	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）に関する請求にあつては区ごとに	市町村ごとに
第九十三条の二第一項	都道府県又は指定都市、それぞれ、都道府県にあつては十日、指定都市にあつては五日を経過	広域連合 十日を経過する日

	第九十四条第一項	
する日	地方自治法第七十四条第五項	選挙権を有する者
五十分の一	請求権を有する者	都道府県に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつ
十日以内		て得た数)
		三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

	ては五日以内	
第九十五条の二	地方自治法第七十四条の二第一項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第四項前段において準用する同法第七十四条の二第一項
第九十五条の三	地方自治法第七十四条の二第五項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第四項前段において準用する同法第七十四条の二第五項
第九十五条の四	地方自治法第七十四条の二第六項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第四項前段において準用する同法第七十四条の二第六項

第九十六条第一項

<p>地方自治法第七十四条第一項</p>	<p>地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第一項</p>
<p>同法第七十四条の二第六項</p>	<p>同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第四項前段において準用する同法第七十四条の二第六項</p>
<p>、都道府県に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内</p>	<p>十日以内</p>
<p>同法第七十四条第五項</p>	<p>同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第四項前段において準用する同法第七十四条</p>

第九十六条第二項	地方自治法第七十四条の二第十項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第四項前段において準用する同法第七十四条の二第十項
第九十七条第一項	地方自治法第七十四条第五項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第
選挙権を有する者	請求権を有する者	<p>五十分の一</p> <p>三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）</p>
		第五項

第九十八条第一項	第九十七条第二項				
普通地方公共団体の長	<p>普通地方公共団体の長</p> <p>都道府県に関する請求にあつては五日以内、市町村に関する請求にあつては三日以内</p>	普通地方公共団体の長	五十分の一	選挙権を有する者	
広域連合の選挙管理委員会	五日以内	広域連合の選挙管理委員会	<p>三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）</p>	請求権を有する者	<p>四項前段において準用する同法第七十四条第五項</p>

第二百十四条の四の表以外の部分中「第七十条の二」を「第七十条の二第一項」に改める。

第二百十四条の五第一項の表第四十四条第三項の項の前に次のように加える。

第三十七条第二項	有する者	有する者（当該解職の請求を受けている広域連合の議会の議員又はその解職請求代表者を除く。）
----------	------	--

第二百十四条の五第一項の表第五十二条の項に次のように加える。

第六十一条第二項	有する者	有する者（当該解職の請求を受けている広域連合の議会の議員又はその解職請求代表者を除く。）
----------	------	--

第二百十四条の五第一項の表第七十一条の項の次に次のように加える。

第七十五条第三項	有する者	有する者（当該解職の請求を受けている広域連合の議会の議員又はその解職請求代表者を除く。）
----------	------	--

第二百十四条の五第一項の表第八十六条の八第一項の項から第八十九条第一項の項までを削る。

第二百十五条第一項中「第八十五条」を「第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段」に、「同法第七十四条第五項」を「同法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条第五項」に、「同法第七十四条の二第七項」を「同条第二項において準用する同法第七十四条の二第七項」に、「同法第七十六条第三項」を「同法第八十一条第二項において準用する同法第七十六条第三項」に改め、同条第二項中「第八十五条」を「第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段」に、「同法第七十四条第一項から第四項まで、第七十四条の二第八項、第七十五条、第七十六条第一項及び第四項、第七十七条から第八十条まで、第八十一条第二項、第八十二条第一項並びに第八十六条から第八十八条まで」を「同法第七十四条から第七十四条の四まで、第七十五条第一項から第四項まで及び第五項前段、第七十六条から第七十九条まで、第八十条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十一条第二項（同法第七十四条の二第八項の準用に係る部分に限る。）、「第十二条第一項、第八十六条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十七条並びに第八十八条」に改める。

第二百十五條の二後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十一条第一項及び第二項	普通地方公共団体の長	広域連合の選挙管理委員会
第九十一条第三項から第五項まで	地方自治法第七十四条第六項各号	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十一条第二項において準用する同法第七十条第六項各号
第九十二条第一項	普通地方公共団体の長 地方自治法第七十四条第五項に規定する選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）	広域連合の選挙管理委員会 地方自治法第二百九十一条の六第一項において読み替えて準用する同法第八十一条第一項の規定による請求

		<p>権を有する者（以下「請求権を有する者」という。）</p>
第九十二条第二項	選挙権を有する者	請求権を有する者
第九十二条第三項	普通地方公共団体の長	広域連合の選挙管理委員会
第九十二条第四項	<p>都道府県にあつては二箇月以内、市町村にあつては一箇月以内</p>	二箇月以内
	<p>地方自治法第七十四条第七項</p>	<p>地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十一条第二項において準用する同法第七十四條第七項</p>
	<p>都道府県にあつては六十二日以内、市町村にあつては三十一日以内</p>	六十二日以内
第九十二条第五項	地方自治法第七十四条第七項	地方自治法第二百九十一条の六第一

第九十四条第一項	項 第九十三条の二第一		第九十三条	
地方自治法第七十四条第五項	、それぞれ、都道府県にあつては十日、指定都市にあつては五日を経過する日	都道府県又は指定都市	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）に関する請求にあつては区ごとに	
地方自治法第二百九十一条の六第一	十日を経過する日	広域連合	市町村ごとに	項において準用する同法第八十一条第二項において準用する同法第七十条第七項

第九十五条の二			
地方自治法第七十四条の二第一項	<p>都道府県に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内</p>	<p>五十分の一</p>	<p>選挙権を有する者</p>
地方自治法第二百九十一条の六第一	<p>十日以内</p>	<p>三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）</p>	<p>請求権を有する者</p> <p>項において準用する同法第八十一条第二項において準用する同法第七十条第五項</p>

第九十五条の三	地方自治法第七十四条の二第五項	項において準用する同法第八十一条第二項において準用する同法第七十条の二第一項
第九十五条の四	地方自治法第七十四条の二第六項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十一条第二項において準用する同法第七十条の二第六項
第九十六条第一項	地方自治法第七十四条第一項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十一条

<p>選挙権を有する者</p>	<p>同法第七十四条第五項</p>	<p>、都道府県に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内</p>	<p>同法第七十四条の二第六項</p>	
<p>請求権を有する者</p>	<p>同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条第五項</p>	<p>十日以内</p>	<p>同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条の二第六項</p>	<p>第一項</p>

第九十六条第二項	地方自治法第七十四条の二第十項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十一条第二項において準用する同法第七十条の二第十項
第九十七条第一項	地方自治法第七十四条第五項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十一条第二項において準用する同法第七十条第五項
		<p>五十分の一</p> <p>三分の一（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）</p>

第九十八条第一項	普通地方公共団体の長	広域連合の選挙管理委員会	第九十七条第二項	都道府県に関する請求にあつては五日以内、市町村に関する請求にあつては三日以内	五日以内		普通地方公共団体の長	広域連合の選挙管理委員会	五十分の一		三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）	選挙権を有する者		請求権を有する者
----------	------------	--------------	----------	--	------	--	------------	--------------	-------	--	---	----------	--	----------

第二百十五條の四の表以外の部分中「第七十條の二」を「第七十條の二第一項」に改める。
 第二百十五條の五の表第四十四條第三項の項の前に次のように加える。

第三十七条第二項	有する者	有する者（当該解職の請求を受けている広域連合の長又はその解職請求代表者を除く。）
----------	------	--

第二百十五條の五の表第五十二條の項の次に次のように加える。

第六十一条第二項	有する者	有する者（当該解職の請求を受けている広域連合の長又はその解職請求代表者を除く。）
----------	------	--

第二百十五條の五の表第七十一條の項の次に次のように加える。

第七十五条第三項	有する者	有する者（当該解職の請求を受けている広域連合の長又はその解職請求代表者を除く。）
----------	------	--

第二百十五條の五の表第八十六條の八第一項の項から第八十九條第一項の項までを削る。

第二百十六條の二第一項中「第八十五条」を「第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五

条及び第八十六条第四項後段」に、「同法第七十四条第五項」を「同法第八十六条第四項前段において準用する同法第七十四条第五項」に、「同法第七十四条の二第七項」を「同法第八十六条第四項前段において準用する同法第七十四条の二第七項」に改め、同条第二項中「第八十五条」を「第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段」に、「同法第七十四条第一項から第四項まで、第七十四条の二第八項、第七十五条から第八十四条まで及び第八十六条第四項」を「同法第七十四条から第七十四条の四まで、第七十五条第一項から第四項まで及び第五項前段、第七十六条から第七十九条まで、第八十条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十一条から第八十四条まで並びに第八十六条第四項前段（同法第七十四条の二第八項の準用に係る部分に限る。）」に改める。

第二百十六条の三の表第九十二条第一項の項中「の規定により」を「に規定する」に、「以下選挙権を有する者」を「以下「選挙権を有する者」」に改め、「第二百九十一条の六第一項」の下に「において読み替えて準用する同法第八十六条第一項」を加え、同項の前に次のように加える。

第九十一条第三項から第五項まで	地方自治法第七十四条第六項各号	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十六条
-----------------	-----------------	----------------------------------

第四項前段において準用する同法第
七十四条第六項各号

第二百十六条の三の表第九十二条第四項の項及び第九十二条第五項の項中「第七十四条第六項」を「第七十四条第七項」に改め、「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第八十六条第四項前段において準用する同法第七十四条第七項」を加え、同表第九十四条第一項の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第八十六条第四項前段において準用する同法第七十四条第五項」を加え、同表第九十五条の二の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第八十六条第四項前段において準用する同法第七十四条の二第一項」を加え、同表第九十五条の三の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第八十六条第四項前段において準用する同法第七十四条の二第一項」を加え、同表第九十五条の四の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第八十六条第四項前段において準用する同法第七十四条の二第六項」を加え、同表第九十六条第一項の項を次のように改める。

第九十六条第一項

地方自治法第七十四条第一項

地方自治法第二百九十一条の六第一

	<p>項において準用する同法第八十六条 第一項</p>
<p>同法第七十四条の二第六項</p>	<p>同法第二百九十一条の六第一項にお いて準用する同法第八十六条第四項 前段において準用する同法第七十四 条の二第六項</p>
<p>、都道府県に関する請求にあつては 十日以内、市町村に関する請求にあ つては五日以内</p>	<p>十日以内</p>
<p>同法第七十四条第五項</p>	<p>同法第二百九十一条の六第一項にお いて準用する同法第八十六条第四項 前段において準用する同法第七十四 条第五項</p>

	<p>選挙権を有する者</p> <p>五十分の一</p>	<p>請求権を有する者</p> <p>三分の一（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）</p>
--	------------------------------	--

第二百十六条の三の表第九十六条第二項の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第八十六条第四項前段において準用する同法第七十四条の二第十項」を加え、同表第九十七条第一項の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第八十六条第四項前段において準用する同法第七十四条第五項」を加え、同表第九十八条第二項の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第八十六条第三項」を加える。

第二百十七条の二の表第九十二条第一項の項中「の規定により」を「に規定する」に、「以下選挙権を有する者」を「以下「選挙権を有する者」」に改め、同項の前に次のように加える。

第九十一条第三項から第五項まで

地方自治法第七十四条第六項各号

地方自治法第二百九十一条の六第五項において準用する同法第七十四条第六項各号

第二百十七条の二の表第九十二条第四項の項及び第九十二条第五項の項中「第七十四条第六項」を「第七十四条第七項」に改め、「第二百九十一条の六第五項」の下に「において準用する同法第七十四条第七項」を加え、同表第九十四条第一項の項中「第二百九十一条の六第五項」の下に「において準用する同法第七十四条第五項」を加え、同表第九十五条の二の項中「第二百九十一条の六第五項」の下に「において準用する同法第七十四条の二第一項」を加え、同表第九十五条の三の項中「第二百九十一条の六第五項」の下に「において準用する同法第七十四条の二第五項」を加え、同表第九十五条の四の項中「第二百九十一条の六第五項」の下に「において準用する同法第七十四条の二第六項」を加え、同表第九十六条第一項の項を次のように改める。

第九十六条第一項

地方自治法第七十四条第一項

地方自治法第二百九十一条の六第二項

<p>同法第七十四条の二第六項</p>	<p>、都道府県に関する請求にあつては 十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内</p>	<p>同法第七十四条第五項</p>	<p>選挙権を有する者</p> <p>五十分の一</p>
<p>同条第五項において準用する同法第七十四条の二第六項</p>	<p>十日以内</p>	<p>同法第二百九十一条の六第五項において準用する同法第七十四条第五項</p>	<p>請求権を有する者</p> <p>三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）</p>

第二百七条の二の表第九十六条第二項の項中「第二百九十一条の六第五項」の下に「において準用する同法第七十四条の二第十項」を加え、同表第九十七条第一項の項中「第二百九十一条の六第五項」の下に「において準用する同法第七十四条第五項」を加える。

第二百十九条を削り、第三編第四章中第二百十九条の二を第二百十九条とする。

第三編第五章を削る。

第二百十九条の五中「第二編第五章」を「前編第五章」に、「これを」を「ついて」に改め、第三編第四章中同条を第二百二十二条とし、第二百十九条の四を第二百二十一条とし、第二百十九条の三を第二百二十条とする。

第四編中第二百二十五条を第二百二十三条とする。

第二百二十六条中「第九十一条第二項」の下に「及び第四項」を加え、同条を第二百二十四条とする。

別表第一地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）の項中「及び第十三条の二」を削る。

（最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部改正）

第二条 最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条中「及び第五十五条」及び「これを」を削る。

（地方財政法施行令の一部改正）

第三条 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「若しくは地方開発事業団で都道府県等若しくは都道府県等及び市町村（指定都市を除き、特別区を含む。次号において同じ。）が設けるもの」を削り、同項第二号中「市町村又は」を削る。
「市町村（指定都市を除き、特別区を含む。以下この号において同じ。）又は」に改め、「若しくは地方開発事業団で市町村のみが設けるもの」を削る。

第十一条第三号中「又は当該地方公共団体が設置団体である地方開発事業団」及び「又は地方開発事業団」を削る。

第十五条の見出し中「又は地方開発事業団」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「又は地方開発事業団」を削り、同項を同条第二項とする。

(土地改良法施行令の一部改正)

第四条 土地改良法施行令(昭和二十四年政令第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第七十五条第一項中「、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合の管理者に」を削る。

(漁業法施行令の一部改正)

第五条 漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)の一部を次のように改正する。

第四条中「、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合に」を削る。

(相続税法施行令の一部改正)

第六条 相続税法施行令(昭和二十五年政令第七十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第十号中「、特別区及び全部事務組合」を「及び特別区」に改める。

(公職選挙法施行令の一部改正)

第七条 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第九十一条第五項」を「第九十一条第三項」に改める。

第三百三十九条中「（全部事務組合を除く。）」を削り、「第二十二条」を「法第二十二条」に、「第二十三条第一項」を「法第二十三条第一項」に、「第二十六条」を「法第二十六条」に改め、同条後段を削る。

第四百四十条第二項を削る。

（農業委員会等に関する法律施行令の一部改正）

第八条 農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第六条中「並びに第六十一条第四項」を「及び第六十一条第四項」に、「並びに第四百四十五条」を「及び第四百四十五条」に、「第九十一条第五項」を「第九十一条第三項」に改める。

第十三条第一項中「特別区に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合」を「、特別区」に改める。

（納税貯蓄組合法施行令の一部改正）

第九条 納税貯蓄組合法施行令（昭和二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び全部事務組合」を削る。

(地方公営企業法施行令の一部改正)

第十条 地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の七を削る。

(農地法施行令の一部改正)

第十一条 農地法施行令(昭和二十七年政令第四百四十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号口中「及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十八条第一項の規定による地方開発事業団」を削る。

第四十一条中「、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合管理者」を削る。

第四十二条第一項中「地方自治法」の下に「(昭和二十二年法律第六十七号)」を加える。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部改正)

第十二条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和三十一年政令第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「(同法第二百九十一条の十五第四項において準用する場合を含む。)」を削り、同条ただ

し書中「すべて」を「全て」に改める。

第十三条中「第十四条及び」を「次条第二項及び」に改め、「又は役場事務組合」及び「又は第二百九十一条の十五第二項」を削る。

第十三条の二を削る。

第十四条第一項中「のうち一部事務組合又は広域連合であるもの」を削る。

第十四条の二第一項中「のうち一部事務組合又は広域連合であるもの」を削り、同条第二項中「又は教育組合のうち」の下に「地方自治法第二百八十四条第一項の」を加え、「第八十六条第四項」を「第八十六条第四項前段」に、「同項」を「同項前段」に改め、「この場合において」の下に「第七十四条第六項第一号中「に係る」とあるのは「の加入する地方公共団体の組合に係る」と、「他の市町村の区域内」とあるのは「他の市町村の区域内（当該組合が広域連合である場合にあつては、当該広域連合の区域内に限る。以下この号において同じ。）」と、同項第三号中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県」とあるのは「地方公共団体の組合（当該組合」と、「（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、指定都市である場合には当該市の区を含む」とある

のは「の区を含む」とを加え、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、同条第三項中「第八十六条第四項」を「第八十六条第四項前段」に、「同項」を「同項前段」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「除く。」と「の下に」、「準用する。」とあるのは「準用する。この場合において、第十四条第六項第一号中「に係る」とあるのは「の加入する一部事務組合に係る」と、同項第三号中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県」とあるのは「一部事務組合」と、「（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、指定都市である場合には当該市の区を含む。」とあるのは「の区」と読み替えるものとする。」とを加え、同条第四項及び第五項中「のうち一部事務組合又は広域連合であるもの」を削る。

第二十五条中「及び第十三条の二」を削る。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第十三条 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「長、地方開発事業団にあつては理事長」を「長」に改める。

(都市計画法施行令の一部改正)

第十四条 都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二十六号中「市町村が」を「又は市町村が」に改め、「又は市町村が設置団体である地方開発事業団」を削る。

(旧農業者年金基金法施行令の一部改正)

第十五条 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号)附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令(平成十三年政令第三百六十三号)第一条の規定による改正前の農業者年金基金法施行令(昭和四十五年政令第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第六号中「(地方自治法第二百九十八条第一項の規定による地方開発事業団を除く。)」を削る。
(農業経営基盤強化促進法施行令の一部改正)

第十六条 農業経営基盤強化促進法施行令(昭和五十五年政令第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十八条第一項の規定による地方開発事業団を除く。）」を削る。

第七条第二号中「第六条第六項」を「第六条第五項」に改める。

（消費税法施行令の一部改正）

第十七条 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第四項を削る。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第十八条 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「交付」を「交付等」に改め、同条に次の三項を加える。

3 代表者証明書の交付を受けた請求代表者が二人以上ある場合において、その一部の請求代表者が法第五十三条第三項において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第六項各号のいずれかに該当するに至ったときは、他の請求代表者は、当該代表者証明書を添えて、当該市町村の長に

届け出て、当該代表者証明書に請求代表者の変更に係る記載を受けなければならない。

4 市町村の選挙管理委員会は、代表者証明書の交付を受けた請求代表者が法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当することを知ったときは、直ちにその旨を当該市町村の長に通知しなければならない。

5 当該市町村の長は、第三項の届出又は前項の通知を受けた場合その他当該請求代表者が法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当することを知ったときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

第二条第一項中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削り、同条第四項及び第五項中「第七十四条第六項」を「第七十四条第七項」に改める。

第十三条の見出し中「交付」を「交付等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 投票実施請求代表者証明書の交付を受けた投票実施請求代表者が二人以上ある場合において、その一部の投票実施請求代表者が法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当するに至ったときは、他の投票実施請求代表者は、当該投票実施請求代表者証明書を添えて

、当該市町村の選挙管理委員会に届け出て、当該投票実施請求代表者証明書に投票実施請求代表者の変更に係る記載を受けなければならない。

4 当該市町村の選挙管理委員会は、前項の届出を受けた場合その他投票実施請求代表者証明書の交付を受けた投票実施請求代表者が法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当することを知ったときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

第十九条中「から第八十六条の七まで、第八十六条の八第二項、第八十七条、第八十七条の二、第九十条第一項ただし書（同項第二号に関する部分を除く。）、第二項及び第三項、第九十条」を削る。

第二十条の表第十二条第三項の次に次のように加える。

第三十七条第二項	有する者	有する者（当該合併協議会設置協議に ついての投票の投票実施請求代表者を 除く。）
----------	------	--

第二十条の表第五十二条の項の次に次のように加える。

第六十一条第二項	有する者	有する者（当該合併協議会設置協議に
----------	------	-------------------

		<p>第二十条の表第七十一条の項の次に次のように加える。</p>
		<p>ついでに投票の投票実施請求代表者を除く。）</p>

第七十五条第三項	有する者	<p>有する者（当該合併協議会設置協議についての投票の投票実施請求代表者を除く。）</p>
----------	------	---

第二十条の表第八十六条の八第一項の項から第八十九条第一項の項までを削る。

第二十七条の見出し中「交付」を「交付等」に改め、同条に次の一項を加える。

5 一の同一請求関係市町村において同一請求代表者証明書の交付を受けた同一請求代表者が二人以上ある場合において、その一部の同一請求代表者が法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当するに至ったときは、他の同一請求代表者は、当該同一請求代表者証明書を添えて、当該同一請求代表者証明書を交付した同一請求関係市町村の長に届け出て、当該同一請求代表者証明書に同一請求代表者の変更に係る記載を受けなければならない。

第二十八条中「第二条から」を「第一条第四項及び第五項並びに第二条から」に、「請求代表者」とあるのは「同一請求代表者」と、「合併協議会設置請求書」とあるのは「合併協議会設置同一請求書」と、「代表者証明書」とあるのは「同一請求代表者証明書」とを「代表者証明書」とあるのは「同一請求代表者証明書」と、「請求代表者」とあるのは「同一請求代表者」と、「合併協議会設置請求書」とあるのは「合併協議会設置同一請求書」とに改める。

（日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正）

第十九条 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第四百四十条の見出し中「適用等」を「適用」に改め、同条第二項を削る。

（総務省組織令の一部改正）

第二十条 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の二第五号中「並びに地方開発事業団」を削る。

附則第十二条の二を附則第十二条の三とし、附則第十二条の次に次の一条を加える。

(自治行政局市町村体制整備課の所掌事務の特例)

第十二条の二 自治行政局市町村体制整備課は、第四十七条の二各号に掲げる事務のほか、当分の間、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）附則第三条の規定によりなお従前の例によるものとされた地方開発事業団に関する事務のうち地方自治法その他の地方公共団体に関する法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられたものをつかさどる。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。

(地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方自治法施行令（以下この条において「新令」という。）第九十一条第三項から第五項まで（これらの規定を新令第九十九条、第一百条、第一百十条、第一百十六條、第一百二十一条、第二百十二条の二、第二百十二条の四、第二百十三条の二、第二百十四条の二、第二百十五条の二、第二百十六条の三及び第二百十七条の二において準用する場合を含む。）、第一百八条第一項、第一百九条（

新令第百十三條及び第百十六條の二において準用する場合を含む。）、第百十五條第一項、第百十八條、第百十三條の六第一項、第百十三條の七（新令第百十四條の三及び第百十五條の三において準用する場合を含む。）、第百十四條の五第一項及び第百十五條の五の規定は、この政令の施行の日以後に新令第九十一條第二項（新令第九十九條、第百條、第百十條、第百十六條、第百二十一條、第百二十二條の二、第百二十二條の四、第百十三條の二、第百十四條の二、第百十五條の二、第百十六條の三及び第百十七條の二において準用する場合を含む。）の規定による告示が行われる直接請求について適用し、この政令の施行の日の前日までに第一條の規定による改正前の地方自治法施行令（以下この条において「旧令」という。）第九十一條第二項（旧令第九十九條、第百條、第百十條、第百十六條、第百二十一條、第百二十二條の二、第百二十二條の四、第百十三條の二、第百十四條の二、第百十五條の二、第百十六條の三及び第百十七條の二において準用する場合を含む。）の規定による告示が行われた直接請求については、なお従前の例による。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三條 第十八條の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令（以下この条において「新

令」という。）第一条第三項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を新令第二十八条において準用する場合を含む。）、第十三条第三項及び第四項（これらの規定を新令第二十九条において準用する場合を含む。）、第十九条及び第二十条（これらの規定を新令第三十二条において準用する場合を含む。）並びに第二十七条第五項の規定は、この政令の施行の日以後に新令第一条第二項、第十三条第二項（新令第二十九条において準用する場合を含む。）又は第二十七条第四項の規定による告示が行われる直接請求について適用し、この政令の施行の日の前日までに第十八条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律施行令（以下この条において「旧令」という。）第一条第二項、第十三条第二項（旧令第二十九条において準用する場合を含む。）又は第二十七条第四項の規定による告示が行われた直接請求については、なお従前の例による。

理由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、直接請求の代表者が欠格事由に該当することとなった場合の手續及び機関等の共同設置の拡大により必要となる事項を定めるほか、全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団に関する規定を削除する等所要の規定の整備を行う必要があるからである。